

## 新潟県農業用水小水力発電等推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、新潟県農業用水小水力発電等推進協議会(以下「協議会」という)という。

### (目的)

第2条 協議会は、新潟県における農業用水を利用した小水力発電や太陽光発電を推進することにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ると共に、土地改良施設の適正な維持管理・保全並びに地域の振興に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報共有
- (2) 小水力発電などに関する調査、研究、連絡調整
- (3) 国、県、関係団体に対する施策等の提案及び要請活動
- (4) その他、協議会の目的を達成するための必要な事項

### (会員)

第4条 協議会は、新潟県内の市町村、土地改良区、土地改良区連合のうち本協議会の趣旨に賛同した者と新潟県および新潟県土地改良事業団体連合会(以下「県土連」という)により構成する。

- 2 会費は徴収しないものとする。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 監事 2名
- 2 会長および副会長は、第4条の会員の中から総会において選任する。
  - 3 監事は、会員の所属組織の内から会長が指名する。
  - 4 役員任期は2年とし、再任することができる。
  - 5 役員職務は次のとおりとする。
    - (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
    - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3)監事は協議会の業務および会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問等)

第6条 会長は、協議会の事業を遂行するため、顧問を置くことができる。

2 会長は必要に応じ、専門的見地からアドバイスを行うアドバイザーを置くことができる。

(総会)

第7条 会長は必要に応じ総会を開催し、総会の議長になる。

2 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

(1)規約および諸規程の変更に関する事項

(2)事業計画および収支予算の設定または変更に関する事

(3)事業報告および収支決算に関する事

(4)その他、協議会の運営に関し必要な事項

3 総会の議事は出席者の過半数によって決する。ただし、同数の場合は議長が裁定する。

4 総会は書面議決をもって代えることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は県土連内に置く。

(業務の執行)

第9条 協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1)事務処理規程

(2)会計処理規程

(3)文書取扱規程

(4)公印取扱規程

(5)監査実施規程

(6)その他、特に必要と認めた規程

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項については総会で定める。

附則

- 1 この規約は、平成 25 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 第 10 条の規定にかかわらず、初年度の事業年度は上記施行日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 この変更規約は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。